

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第121号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年6月23日 23時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位005°3海里（M）付近 （概位 北緯34°31.1′ 東経133°44.3′）
事故等調査の経過	平成24年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{はるた} 治田丸、226トン 140245、内海曳船株式会社 B 引船 あき丸、195トン 135993、三洋海事株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船尾係留索用シャックルに曲損 B 左舷船首部外板に小破口
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、水島港内で出港補助作業を終え、水島港東部の東公共物揚場の係留場所（以下「本件係留場所」という。）に向かった。 A船は、船尾着けをしている他の係留船の間に船尾着けするため、船首尾に係留要員各2人を配置に就け、本件係留場所から西方100m付近で船首両舷の錨を投入し、後進微速力の4～5ノットで航行した。 A船は、船尾右舷方に係留していたB船と船尾左舷方に係留していた僚船との間の約10mの隙間に向かい、B船と僚船に接近したので、機関を前進としたが、平成24年6月23日23時00分ごろ、水島港西1号防波堤灯台から真方位005°3M付近において、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部が衝突した。 A船及びB船は、互いの損傷状況を確認し、共に運航に支障がないことを確認した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、本事故当時、周囲が暗く、日中に比べて距離が確実に把握できなかったため、船体を停止する操作が遅れた。 A船は、岸壁の係留索につなぐために右舷船尾部に垂らしていた直

	<p>径約 10 cm のシャックルが、B 船の左舷船首フェンダーの下に当たった。</p> <p>本件係留場所には、本事故当時、引船や内航船などの 15～16 隻が船尾着けで舷を接して係留していた。</p> <p>A 船は、ふだんからフェンダーを出して他船と接触しながら着岸していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、水島港において、船尾着けする作業中、後進行きあしの制御が適切でなかったことから、A 船の右舷船尾部と係留中の B 船の左舷船首部が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A 船が、水島港において、船尾着けする作業中、後進行きあしの制御が適切でなかったため、A 船の右舷船尾部と係留中の B 船の左舷船首部が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、係留配置の要員と連絡を密に行うこと。 ・ 岸壁の係留索につなぐシャックルは、船内に取り込んでおくこと。